

社会的支援を要する生徒をサポートする校内体制づくり
～スクールソーシャルワーカーとの協働から支援の在り方を考える～

大阪府立学校には、様々な要因により社会的支援が必要な生徒が在籍しています。そのような中で、スクールソーシャルワーカー（SSW）は学校の教職員のチームの一員として、福祉的な観点から生徒・保護者への支援を行うなど課題解決に向けた活動をしています。このたび生活保護制度が改正され、高校生の暮らしにも大きな影響があると予想されます。そこで、本企画では「どう変わる？生活保護制度改正と高校生の学校生活」をテーマに、教職員がSSWと協働しながら生徒支援を行うための校内体制のあり方を考えます。また、学校と学校以外の機関が協働して行う生徒支援に向けて、現実的課題とその課題を改善していく方法を探ります。

日 時：2018年12月1日（土）午後 1 時45分～午後 5 時30分（受付：午後 1 時30分）

対 象：学校学研究会研究メンバー、大阪府立学校教職員、
スクールソーシャルワーカーの活動に関心のある社会福祉士・精神保健福祉士、研究者等

場 所：大阪国際交流センター中会議室銀杏（大阪市天王寺区上本町 8-2-6）

主 催：学校学研究会 大阪府立学校人権教育研究会 大阪府立東淀川高等学校

参加費：無 料

定 員：①大阪府立学校の教職員60人 ②大阪府立学校教職員以外の人40人

申込み：①大阪府立学校の教職員の方は、学校長に申し込み手続きを確認し、学校からお申込みください。
②上記①以外の、社会福祉士・精神保健福祉士、研究者、学校のSSW活動に関心のある人等は、
下記お申込みフォームアドレスからお申込みください。
（先着順で40名の定員となり次第、締め切りとさせていただきます）

お申込みフォームアドレス：<https://goo.gl/forms/sJ4UzbtaAe1ru2Mz1>

- 内 容：●大阪府立学校におけるスクールソーシャルワーカーの活動状況について
大阪府教育庁教育振興室高等学校課
- 基調講演「どう変わる？生活保護制度改正と高校生の学校生活」
講師：堺市健康福祉局生活福祉部生活援護管理課 職員
生活保護制度が改正されたことを受け、2018年10月から改正後の手続がどのように変わるのか、生活保護制度が高校生や支援学校高等部生の暮らしや学校生活とどのように関係しているのかを教職員が知り、学校教職員が留意しておくべきことを学ぶ。
- パネルディスカッション
パネリスト：基調講演講師（堺市健康福祉局生活福祉部生活援護管理課 職員）
平野 智之 氏（松原高等学校校長）
森本 智美 氏（松原高等学校SSW・NPOサニーサイドスタンダード代表）
高校教員依頼中
コーディネーター：峯本 耕治 氏（長野総合法律事務所 弁護士）
- 参加者交流会（名刺交換会）

問い合わせ：gakkougaku@gmail.com

「学校学研究会」は、「学校という場をめぐる諸課題」について、異なる学問領域の研究者や実践者が同時に集まり課題解決を議論する場を創出することをめざしてたちあげました。そのための議論の場として、「学校学勉強会」を不定期に開催しています。本企画は、「第3回学校学勉強会」として実施いたします。

「学校学研究会」代表 金澤ますみ（桃山学院大学 社会学部）